

公訴時効の廃止及び延長等が実現へ ～ 刑法及び刑事訴訟法の一部改正法案～

法務委員会調査室 ひしぬま 菱沼 せいいち 誠一

1. 法案提出の背景と経緯

(1) 公訴時効の歴史

公訴時効とは、犯罪が終わった時から一定期間を過ぎると公訴が提起できなくなることをいい(刑事訴訟法第250条)、具体的な期間は、刑法等の実体法で規定されている刑種及び刑の軽重に応じて定められている。

沿革的には、刑事訴訟法の前身でありフランス法を手本とする治罪法(明治13年制定)の「期満免除」の制度が淵源とされており(期間は最長で10年)、また、同法には、起訴手続、予審手続等があったときに時効が中断される時効中断の制度も置かれていた。

続く旧々刑事訴訟法(明治23年制定)では、名称が「時効」に改められたほかは基本的に治罪法の規定が踏襲されたが、現行刑法の制定に伴い、それまでの重罪10年、軽罪3年等の規定から、期間が法定刑に応じて定められることとなった(最長15年)。

その後、旧刑事訴訟法(大正11年制定)における期間等の変更等を経て、公訴時効制度は、現在の刑事訴訟法(昭和23年制定)にも引き継がれた。現行法下では、時効の中断の制度が廃止され、公訴提起により時効が停止する制度が導入されたほか、期間の変更等があったものの、基本的には旧刑事訴訟法の規定が踏襲された¹。

なお、平成16年の刑法等の一部改正の際に、凶悪・重大犯罪について、最長でも15年という期間は短期に失すとの見地から、公訴時効期間の延長を内容とする刑事訴訟法の改正が行われた²。

(2) 見直しの動き

このような公訴時効制度に対し、近時になって、被害者の遺族等を中心として、殺人等の凶悪・重大犯罪について、制度自体の見直しを求める声が強まってきた。

具体的には、平成20年2月犯罪被害者及びその遺族等により結成された「全国犯罪被害者の会(通称 あすの会)」が、殺人の時効廃止を要望したことに続き、翌21年2月、世田谷一家殺害事件の遺族らが中心となり、公訴時効の停止・廃止に向けて活動する「殺人事件被害者遺族の会(通称 そら 宙の会)」が結成され、凶悪事件における公訴時効撤廃を訴えるなど、公訴時効制度の見直しを求める遺族の声が相次いだ。このような時効見直し

1 我が国の公訴時効の歴史については、原田和往「公訴時効制度の歴史的考察」『早稲田法学会誌』54巻(平16.3)165頁以下

2 同改正の内容及び解説については、松本裕＝佐藤弘規「刑法等の一部を改正する法律について」『法曹時報』57巻4号(平17.4)31頁以下、刑事訴訟法改正部分に関しては、67頁以下

論が一定の力を持った背景には、平成 16 年の犯罪被害者等基本法の成立等に象徴される、最近 10 年余りの刑事司法における犯罪被害者の地位の確立があると指摘されている³。

また、国会でも、公訴時効の見直しを求める旨の質疑が、繰り返し行われている⁴。

さらに、公訴時効完成後に犯人が判明する事件も報じられた。具体的には、昭和 53 年の東京都足立区における小学校女性教諭殺人・死体遺棄事件（平成 16 年 8 月判明）、昭和 63 年の福岡県北九州市におけるタクシー会社警備員強盗殺人事件（平成 19 年 1 月同）、昭和 63 年の東京都昭島市における主婦殺人事件（平成 16 年 1 月同）等である。

一方、諸外国を見ると、英国では、非常に軽い罪を除き時効制度は存在せず、米国（ニューヨーク州）でも、A 級重罪については時効が存在しない。また、ドイツでは、第二次世界大戦後、計画的な殺人、テロや強盗殺人について時効を撤廃しており、フランスでも、人道に対する重罪（集団殺害等）は、公訴時効にかからない（ただし、両国とも、それ以外の罪については時効が存在する）⁵。

これらの状況等を踏まえ、政府は、平成 21 年 1 月、森法務大臣（当時）の下、凶悪・重大事件に係る公訴時効問題についての勉強会を省内に設置し、公訴時効の見直し等に関する研究を開始した。公訴時効の期間は、前述のとおり、平成 16 年の刑事訴訟法改正でも延長されたが、上記のような被害者感情にも配慮し、更に見直しの検討が必要と判断したもので、同勉強会は、3 月 31 日に「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ～」を作成した上、5 月 12 日から 6 月 11 日まで意見募集（パブリックコメント）を行い、7 月 17 日にその結果を公表した。

これに先立ち、同月 15 日、同勉強会は、最終報告書「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～制度見直しの方向性～」を公表し、時効の廃止、時効期間の延長、DNA 型情報等により被告人を特定した起訴による時効の停止、検察官請求による時効の停止・延長、の 4 案の長所、短所を示した上で、殺人など人の命を奪う重大な犯罪について、死刑に当たるなど特に重い罪につき公訴時効廃止、それ以外の罪につき時効期間延長の方向で見直すべきとした。

一方、民主党も、平成 20 年 5 月に刑罰のあり方プロジェクトチームを設置し、公訴時効についても検討を進めた結果、「法定刑に死刑が含まれる重罪事案のうち特に犯情悪質な事案について、検察官の請求によって裁判所が公訴時効の中断を認める制度を検討」することを民主党政策集 I N D E X 2009 において表明している。

（ 3 ） 法案提出の経緯

政権交代後の平成 21 年 10 月 28 日、千葉法務大臣は、法制審議会に対し、凶悪・重大犯罪の時効の在り方等について、方向性は「白紙」の状態、諮問を行った（諮問第 89

3 川出敏裕「公訴時効制度の見直し論について」『刑事法ジャーナル』18号（平21.9）15頁

4 第171回国会参議院法務委員会会議録第11号11頁（平21.6.11）、第171回国会衆議院法務委員会会議録第6号5頁（平21.4.17）など

5 法制審議会刑事法部会（公訴時効関係）第1回（平21.11.16）配布資料7など。なお、『産経新聞』（平22.2.4）によると、スウェーデンも、2月3日、重罪の時効を廃止する法案を可決したと報じられている。

号)。

これを受けて、法制審議会刑事法部会(公訴時効関係)(以下「部会」という。)において審議が行われ、12月、法務省は、部会に対し、具体案として、殺人や強盗殺人の時効を廃止する案、同じく一定の犯罪の時効期間を大幅延長する案、殺人や強盗殺人などは時効を廃止し、強盗致死、傷害致死などの時効期間を大幅延長するなど、廃止と延長を組み合わせた案、DNA型情報など被疑者が特定できる場合は、被疑者の氏名不詳のまま起訴ができるようにし、時効を停止させる案、検察官の請求とそれに基づく裁判官の判断により時効の進行を停止又は中断する案、の5つの案を提示した。

部会では、6つの被害者団体からのヒアリング(さらに1団体が、ヒアリングに代えて意見書提出)を行うとともに、上記案の検討、審議が行われた。また、12月22日から翌平成22年1月17日までパブリックコメントが行われ、同月20日その結果が公表された。

これらを踏まえ、同月28日の部会において、人を死亡させた罪の公訴時効について見直すとした「要綱骨子(案)」(以下「骨子案」という。)が提示された。

骨子案の内容は、以下のとおりである。

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等に係る要綱骨子(案)

第1 人を死亡させた罪の公訴時効の改正

- 1 人を死亡させた罪のうち死刑に当たるものについては、公訴時効制度の対象となる犯罪としないものとする。
- 2 人を死亡させた罪のうち次に掲げるものの時効は、次に掲げる期間を経過することによって完成するものとする。
 - (1) 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については、30年
 - (2) 20年の有期の懲役又は禁錮に当たる罪については、20年
 - (3) (1)及び(2)に掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪については、10年

第2 第1の適用範囲

第1に係る規定は、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用するものとする。

第3 刑の時効の改正

- 1 死刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行を免除されないものとする。
- 2 無期又は10年以上の有期の懲役又は禁錮の刑について、時効は、次の期間その執行を受けないことによって完成するものとする。
 - (1) 無期の懲役又は禁錮については、30年
 - (2) 10年以上の有期の懲役又は禁錮については、20年

3 第3の適用範囲

第3の1及び2に係る規定の施行前に言渡しが確定した刑の時効については、なお従前の例によるものとする。

部会における審議と並行して、2月6日、内閣府の「基本的法制度に関する世論調査」の結果も公表された。その中では、殺人などの公訴時効についても初めて調査がなされ、殺人など死刑の可能性のある重大犯罪が25年で時効となることについて、「短すぎる」と考える人は54.9%で、「長すぎる」とした10.0%を上回った。また、「短すぎる」と答えた人に対し見直し策を聞いたところ、49.3%が「殺人などは時効廃止」と答えた。

また、「短すぎる」と答えた理由（複数回答可）では、「時間の経過で犯人が処罰されなくなるのはおかしい」（79.8%）が最も多く、「長すぎる」と答えた理由（同）には、「正しい裁判を行うための証拠が集めにくくなる」などが挙げられた⁶。

その後、同月8日、部会に、骨子案の対案として「一定の要件を満たす場合に限り検察官の請求で時効を中断できる制度等」を内容とする対案が提出され、同日、採決の結果、骨子案が賛成11名、反対3名の賛成多数で可決された。また、改正内容を時効が進行中の事件に対して適用することについても、賛成10名、反対4名の賛成多数で可決された。

これを踏まえ、法制審議会は、同月24日の総会において、採決の結果、日弁連推薦の委員1名が「えん罪の危険性が高まる。」として反対したが、14名が賛成したため、「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等に関する要綱（骨子）」を答申した。

同答申を受けて法務省は立案を進め、3月12日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（閣法第53号）（以下「法案」という。）が国会に提出された（参議院先議）。

2. 法案の主な内容

第1 刑事訴訟法の一部改正

1 人を死亡させた罪の公訴時効の改正

* 公訴時効の存在理由に関しては、以下のような説の対立がある⁷。

実体法説（小野清一郎）

時の経過によって犯罪に対する社会の応報・必罰感情が沈静し、刑の威嚇力や特別予防力が微弱になるため、刑罰権が消滅するとする。この説に対しては、刑罰権が消滅するのであれば、免訴でなく無罪を言い渡すべきではないかとの批判がある。

訴訟法説（井上正治）

時の経過により証拠等が散逸し、適正な裁判の実現が困難になるという証拠収集上の制約を強調する。この説に対しては、犯罪の軽重により時効期間に差異がある（刑事訴訟法第250条）ことを説明できないという批判がある。

競合説（団藤重光）

と の両説を理由とする。この説に対しては、両説の問題点がそのまま当てはまるとの批判がある。

6 『朝日新聞』（平 22.2.7）など。なお、「基本的法制度に関する世論調査」の調査内容及び結果の概要については、内閣府のHP < <http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/> > を参照されたい。

7 公訴時効の存在理由に関する学説の詳細については、原田・前掲注1及び寺崎嘉博『刑事訴訟法』（成文堂 平成18.9）197頁以下

新訴訟法説（坂口裕英）

犯人が一定期間訴追されていない状態が訴追の利益に優先すると考える。この説に対しては、犯人の側から説明すべきではなく、国家権力の抑制という観点から見る必要があるとの指摘がある。

新実体法説（鈴木茂嗣）

長期間訴追されない事実が処罰制限の根拠となるとし、時の経過は量刑の一要素だから起訴でも重視される等と説く。この説に対しては、なぜ不訴追の状態の継続が手続の打切りに結びつくかの実質的説明がないとの批判がある。

法案では、被害者や社会からの処罰感情等が時の経過によって希薄化する程度が低下していると言われていることに加え、新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後長期間を経過しても有力な証拠を得ることが可能になっていることなどの状況等を踏まえ、人を死亡させた罪について、公訴時効の廃止、延長をすることとした。

（１）人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、公訴時効の対象から除外する（現行の公訴時効期間は 25 年）。

* 人の生命という究極の法益が侵害された場合には、公訴時効の延長よりも廃止という方策のほうが妥当であるという意見等を踏まえ、人を死亡させた罪のうち死刑に当たるもの（殺人、強盗殺人・強盗致死、強盗強姦致死など刑法に規定されている 6 罪、決闘による人の殺害、航空機強取等致死など特別法に規定されている 6 罪の計 12 罪）について、公訴時効を廃止するものである。

（２）人を死亡させた罪であって以下の刑に当たるものについては、公訴時効期間を次のとおりとする。

ア 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については 30 年（現行は 15 年）

* 人を死亡させた罪のうち、無期の懲役又は禁錮に当たるものについて、公訴時効の期間を現行の倍の 30 年に延長するものである。

イ 20 年の有期懲役又は禁錮に当たる罪については 20 年（現行は 10 年）

* 人を死亡させた罪のうち、20 年の有期懲役又は禁錮に当たる罪については、公訴時効の期間を現行の倍の 20 年に延長するものである。

ウ ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪については 10 年（現行は 5 年）

* 人を死亡させた罪のうち、ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪について、公訴時効の期間を原則として現行の倍の 10 年に延長するものである。

なお、改正された場合の主要な罪に関する公訴時効の廃止、延長及びその期間等については、次頁の表のとおりである。

法案における公訴時効期間の例

罪 名	罰 条	法定刑	公訴時効 期間	法案に おける 公訴時効期間
強盗殺人・強盗致死	第240条後段	死刑・無期	25年	廃止
殺人（既遂）	第199条	死刑・無期 懲役5年以上	25年	廃止
強姦致死	第181条第2項	無期 懲役5年以上	15年	30年
殺人（未遂）	第203条, 第199条	死刑・無期 懲役5年以上	25年	25年
現住建造物等放火	第108条	死刑・無期 懲役5年以上	25年	25年
傷害致死	第205条	懲役3年以上	10年	20年
危険運転致死	第208条の2	懲役1年以上	10年	20年
覚せい剤取締法違反 （営利目的輸出入等）	第41条第2項	無期 懲役3年以上 （罰金1千万円以下）	15年	15年
傷害	第204条	懲役15年以下 罰金50万円以下	10年	10年
自動車運転過失致死	第211条第2項	懲役7年以下 罰金100万円以下	5年	10年
業務上過失致死	第211条第1項	懲役5年以下 罰金100万円以下	5年	10年
窃盗	第235条	懲役10年以下 罰金50万円以下	7年	7年

（出所）法務省資料より作成

2 1の改正の適用範囲

1の改正規定の適用前に犯した罪であって施行の際時効が完成していないものについても適用する。

- * 公訴時効を廃止、延長した場合、現在、時効が進行中の事件に対して適用するか否かについては、憲法第39条の禁じる遡及処罰に該当しないかが問題となる。

法案では、一定期間逃げ切れれば処罰されないというような犯人の期待を保護する必要はないことから、公訴時効に関する新法を適用することは憲法第39条に反しないとの意見等を踏まえ、現に進行中の事件に対しても適用することとした。

3 その他

還付公告に関する規定を整備する。

- * 現行法上、検察官のみとされている押収物の還付公告の主体について、司法警察員を加えることとしたものである。

第2 刑法の一部改正

- * 刑の時効とは、刑の言渡しを受けた者が、当該条文にある期間の経過により、その執行が免除される規定（刑法第31条以下）であり、その存在理由については、犯罪に対する社会的な規範感情が時間の経過とともに次第に緩和され、やがて必ずしも現実的な処罰までは要求されなくなることに求められる（規範感情緩和説）と説明されている⁸。公訴時効と刑の時効とは、別個の制度ではあるが、その性質に共通する面があることから、当該事件について刑が確定した者に対する刑の執行権の時効期間よりも、被疑者に対する公訴権に関する時効期間が長いのはバランスを欠くとの指摘がある。

そこで、法案では、公訴時効の見直しに合わせ、刑の時効も見直しを図っている。

1 刑の時効の改正

- (1) 死刑の言渡しを受けた者は、刑の時効の対象から除外する（現行の刑の時効期間は30年）。

- * 公訴時効の廃止に合わせ、死刑の言渡しを受けた者について、刑の時効を廃止するものである。

- (2) 無期又は10年以上の有期の懲役又は禁錮の刑の時効期間を次のとおりとする。

ア 無期の懲役又は禁錮については30年（現行は20年）

- * 公訴時効の延長に合わせ、無期の懲役又は禁錮の刑の言渡しを受けた者について、刑の時効の期間を30年に延長するものである。

8 前田雅英編『条解刑法（第2版）』（弘文堂 平19.12）69頁

- イ 10年以上の有期の懲役又は禁錮については20年（現行は15年）
- * 公訴時効の延長に合わせ、10年以上の有期の懲役又は禁錮の刑の言渡しを受けた者について、刑の時効の期間を20年に延長するものである。

2 1の改正の適用範囲

1の改正規定の施行前に言渡しが確定した刑の時効については、なお従前の例による。

- * 改正規定の施行前に言渡しが確定した刑の時効については、改正規定の適用をしないこととしたものである。

3 法案の主な論点

(1) 改正の必要性

ア 公訴時効については、平成16年にも期間を延長する改正が行われていることから、今回、改正の必要があるかが問題となる。部会でも、「（平成16年に延長された最長の公訴時効期間である）25年という期間が本当に短いのか長いのかということを実証的に議論しないで廃止を議論するというのは余りにも唐突だし、（略）大変問題ではないか⁹」という意見と、「被害者団体あるいは国民の声として、そもそも一定の重大犯罪については公訴時効制度そのものが果たして妥当なのかという意見が出てきたわけですが、そのような廃止論の主張には一定の説得力ないし妥当性があるという点から、今回の公訴時効の見直しの必要性が肯定できるのではないかと¹⁰」という意見とが対立した。なお、最近の凶悪犯罪の公訴時効完成数については、平成20年で、殺人62件、放火24件、強盗129件、強姦61件等という現状が部会で示された¹¹。

イ また、諸外国においては、公訴時効が存在しない国やこれを廃止した国が存することは、前述のとおりである。ただ、この点に関しては、いわゆる英米諸国では、刑事手続の中で、被疑者の権利を守るためのシステムが徹底しており、我が国のように、最大20日間勾留可能で、弁護人の立会い無しに取調べができる国とは同一視できない、また、大陸法諸国のドイツやフランスでも、すべての殺人が、廃止の対象となっているわけではない等の指摘もある¹²。

(2) 公訴時効の趣旨との関係

ア 公訴時効の趣旨については、前述のとおり、一般には、証拠の散逸、処罰感情等の希薄化、事実状態の尊重をその根拠とすると解されていることから、公訴時効の見直しに当たっては、これらの趣旨との関係について検討する必要がある。

9 部会第1回（平21.11.16）議事録15頁

10 部会第1回（平21.11.16）議事録14頁

11 部会第1回（平21.11.16）配布資料2「統計資料」による

12 「オピニオン 異議あり」『朝日新聞』（平22.2.20）

イ 証拠の散逸との関係については、新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後相当期間を経過しても有力な証拠を得ることが可能になっているとの指摘がある一方、訴追までの期間が長期間にわたると被告人・弁護人が被告人のアリバイ立証等に困難を来すとの意見もある。

特に後者の点に関しては、部会でも、「(弁護人が) 正当防衛状況について証明したいと思っても、(時間が著しく経過し) 目撃者自身が正確に説明できない¹³」、「防御力の弱い人が虚偽の自白をする可能性がある¹⁴」、「情状立証の点で弁護側の防御が難しくなる¹⁵」等の懸念が示されたのに対し、「検察にとっても弁護側にとっても、時がたてば立証が難しくなるというのは同等で、それは、証拠を厳密に評価して信用性の判断をきちんとすることによってしか解決できないだろう¹⁶」とする意見も述べられている。公訴時効の廃止、延長が、えん罪の発生につながることはないよう、犯罪発生後相当期間を経過した事件については、取り分け、適正な捜査や厳格な証拠の評価が求められよう。

ウ 処罰感情等の希薄化との関係については、今回の改正の契機となった犯罪被害者及びその遺族の声、そして、世論調査等を見ると、少なくとも、凶悪・重大犯罪に対しては、処罰感情が一概に希薄化するとは必ずしも言い難い¹⁷。

同時に、犯罪被害者団体の中には、公訴時効の見直しに加え、より様々な犯罪被害者施策を求める声もある¹⁸。犯罪被害者対策に関しては、内閣府の基本計画策定・推進専門委員等会議において、犯罪被害者等基本計画の見直しが開始されたところであるが、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称) の策定に当たっては、犯罪被害者団体のこれらの声が十分に反映されることが必要であると思われる。

エ 事実状態の尊重との関係については、後述の憲法第 39 条との関係の中でも検討されているが、一定期間逃げ切れれば処罰されないというような犯人の期待を保護する必要はないという意見がある一方、「無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ、一生訴追される危険から解放されないというのは、余りに酷であろう¹⁹」として、なお、この趣旨に一定の妥当性を認める意見もある。

(3) 廃止、延長の対象犯罪及び延長の期間等

ア 法案では、人の生命という究極の法益が侵害された場合には、公訴時効の延長より

13 部会第 3 回(平 21.12.9) 議事録 9 頁

14 部会第 3 回(平 21.12.9) 議事録 15 頁

15 部会第 3 回(平 21.12.9) 議事録 18 頁

16 部会第 3 回(平 21.12.9) 議事録 19 頁

17 前掲注 6

18 犯罪被害者団体の意見書については、部会第 2 回(平 21.11.25) 資料を参照されたい。

19 三島聡「『逆風』のなかの公訴時効 - 「見えにくい」利益の保護をめぐる」『法律時報』81 巻 9 号(平 20.8) 2 頁

も廃止という方策のほうが妥当であるという意見等を踏まえ、人を死亡させた罪のうち死刑に当たるものについて、公訴時効を廃止することとし、それ以外の刑に当たる罪についても、公訴時効を延長することとした。

イ しかしながら、この基準に問題がないわけではない。例えば、内乱の際に人を殺害した場合、一般に、殺人罪は内乱罪に吸収されると解されている²⁰ことから、「人を故意をもって殺すと時効にはかからないのですが、内乱の過程で故意をもって人を殺すと（公訴時効期間が）25年になってしまう²¹」という不都合性も指摘されている。

この点については、「内乱が時効になっているときに、検察官が訴追裁量に基づいて殺人で起訴するのは自由なわけですから（略）何ら問題にはならない²²」という意見も述べられているが、内乱罪と殺人罪の関係を含め、改めて検討する必要があるのではないかと思われる。

ウ さらに、廃止の対象から、強制わいせつ等致死罪、強姦等致死罪、集団強姦等致死罪等が除外されたことについては、部会で、「被害者や国民の立場では（これらの罪も）全部廃止してもらいたい²³」等の主張も述べられた。

同様に、犯罪被害者団体から要望のあった危険運転致死罪、ひき逃げの罪等についても、廃止の対象から外れることとなった。この点につき部会では、「時効制度について、立法政策として、刑罰権遂行、刑事訴追の時間的限界を撤廃するというのは大変大きな制度変更なので、（略）結果として未遂ではなくて人の命という特殊な最も価値の高い法益を奪った犯罪類型で、かつ刑法が死刑という形で最も重く評価しているものを取り出して廃止をするというのが、一番狭い範囲ではありますけれども、それが適切な立法政策ではなかろうかと思えます。それ以外の犯罪類型については、人が亡くなっている場合ではありますけれども、撤廃ではなくて延長の方で対処するのがよろしいのではないか²⁴」との意見が述べられている。

エ また、例えば、「強盗殺人と（結果的加重犯である）強盗致死を一括して廃止の対象とすることについては問題がある」、「結果的加重犯としての強盗強姦致死についても強盗致死とのバランスを考えると、（略）廃止の対象にするのは妥当ではないのではないか」等の意見が出されたが、これに対しては、「殺害の結果について故意がない場合でも、死刑が規定されているものが複数存在し、（略）そういったものについては、刑法の中で同じような罪の重さとして評価されていると考えられるので、そ

20 団藤重光『刑法綱要各論（第3版）』（創文社 平2.6）17頁

21 部会第6回（平22.1.28）議事録16頁

22 部会第6回（平22.1.28）議事録17頁

23 部会第6回（平22.1.28）議事録11頁

24 部会第5回（平22.1.20）議事録22頁

こは同一に取り扱うのが適当ではないのか」とする意見も述べられた²⁵。

オ 同様に、犯罪被害者団体の要望にあった、例えば、被害者に重篤な傷害が生じた場合についても時効を廃止ないし延長することを求める声に対しては、部会では、「重い傷害が残ったかどうかという具体的な事案によって個別に決めることは妥当でない」、「傷害罪は非常に幅が広いから（略）実体法を改正しなければなかなか無理」である等の意見が述べられている²⁶。

カ また、公訴時効の延長期間を原則として現在の期間の2倍で、最長30年とした理由については、部会では、「現行刑法の有期懲役の上限が併合罪加重などをすると30年である」こと、「ドイツが公訴時効期間を最長で30年としている」ことなどが挙げられている²⁷。

キ なお、民事時効との均衡の問題に関して、「公訴時効を廃止又はその期間を大幅に延長することは、不法行為の時効の民事上の時効が20年（民法第724条）であることと不均衡ではないか²⁸」との指摘もある。

（4）捜査への影響

時効の廃止、延長の捜査に対する影響について、部会では、事務当局は、検挙率に関して、「例えば（時効の）期間が倍になれば（検挙率が）倍になるというほど飛躍的にはならないだろうと。ただし、意味がないということはないという感じを持っております²⁹」とし、捜査の期限に関しても、（公訴時効が廃止されたとしても）「いずれかの段階で、どこかで捜査を打ち切って事件を終わらせる必要は出てくるだろう³⁰」としている。

また、証拠の保管に関しては、「ずっと永久的に持ち続けるということはなかなか難しく、（略）どこかの時点で線引きは必要だなと考えております³¹」とした上で、証拠の保管を続けた場合のスペースは、「100年保存すると今よりも2万1,000㎡余分にかかり」、「これは東京ドーム半分くらいという感じ³²」であるとの試算も示されている。

公訴時効の見直しの結果、検挙率が低下するようなことがあってはならず、捜査資源の適正な配分や証拠の保管方法の簡素化等の検討も必要となろう。

25 部会第6回（平22.1.28）議事録5頁～7頁

26 部会第5回（平22.1.20）議事録22頁

27 部会第6回（平22.1.28）議事録15頁。なお、ドイツの公訴時効制度については、小池信太郎「ドイツにおける公訴時効制度の現状」『刑事法ジャーナル』18号（平21.9）29頁以下が詳しい。

28 道谷卓「公訴時効の本質 - 平成17年公訴時効規定改正をふまえて - 」『姫路法学』45号（平18.6）92頁

29 部会第3回（平21.12.9）議事録5頁

30 部会第7回（平22.2.4）議事録28頁

31 部会第4回（平21.12.21）議事録32頁

32 部会第6回（平22.1.28）議事録4頁

(5) 時効の廃止、延長に代わる制度

ア 部会の審議においては、時効の廃止、延長に代わる制度として、検察官の請求に基づく裁判官の判断により公訴時効を中断する制度とDNA型情報等により被告人を特定した起訴によって公訴時効を停止する制度についても検討がなされた。

イ 検察官の請求に基づく裁判官の判断により公訴時効を中断する制度については、一定の事件についてのみ時効を中断させることで、捜査資源の配分に一定の配慮ができる等の利点がある反面、確実な証拠を残す犯人は訴追できるが、証拠を残さない犯人は訴追が困難になり、逃げ得を許すのではないかという問題点が指摘されている。部会でも、「公訴時効制度を残しつつ、個別の事件でその実質的根拠が当てはまらないから停止するか中断するというのは、矛盾している³³」等の批判がなされた。

さらに、部会の審議過程において、弁護士委員より、「当該事件を犯したと認めるに足りるだけの証拠があると認めるときは、検察官が時効中断の公告を求めることができる」と等の内容とする対案が提示された。

しかしながら、この案に対しても、「公告をしたら時効中断効を生じる理由が不明確であり、要件と効果の合理的関連性がない」、「公告は、正当な権利を保護するためのものであるところ、公告で時効を中断させることは、その者の不利益になる」、「時効中断効という重要な効果が検察官の一方的判断で直ちに発生することになる」、「個別事案の状況によって、一律に決まっている時効を個別に中断するということは、現行法の基本構造にはなじまない」等の問題点が指摘された³⁴。

ウ DNA型情報等により被告人を特定した起訴によって公訴時効を停止する制度は、アメリカの連邦法制及びいくつかの州でも採用されているが、どの者が被告人か不明な状況でも時効の停止効が得られるという利点がある反面、刑事訴訟手続は現実に進行しないのに、時効の停止効のみを目的として伝統的な概念から乖離した起訴を認めることが相当か等の問題点が指摘されている。部会でも「公訴提起の形式を使って、たまたま具体的にアイデンティフィケーションできる証拠がある事件について、時効の完成を阻止するという便法以外の何物でもない³⁵」との批判が出されている。

(6) 現に時効が進行中の事件に対する改正規定の適用

ア 公訴時効の見直し策を現に時効が進行中の事件にも及ぼすことができるかについては、刑罰法規の不遡及を定めた憲法第39条及び刑の変更について定めた刑法第6条との関係が問題となる。

33 部会第4回(平21.12.21)議事録12頁

34 部会第7回(平22.2.4)議事録7頁など

35 部会第4回(平21.12.21)議事録10頁。なお、アメリカの公訴時効制度については、亀井源太郎「アメリカ合衆国における公訴時効制度の現状」『刑事法ジャーナル』18号(平成21.9)36頁以下が詳しい。

イ 憲法第 39 条との関係については、犯行後に手続規定を被告人に不利益に改正した場合にも、裁判時点で通用している法を適用して良いかが問題となる。この点、部会でも、第 39 条に反しないという意見のほか、第 39 条に反するという意見や第 31 条（法定手続の保障）に反する等の意見が述べられた³⁶。

法案は、前述のとおり、一定期間逃げ切れれば処罰されないというような犯人の期待を保護する必要はないこと等を理由に、公訴時効に関する新法を適用することは憲法第 39 条に反しないとしている。

ウ 刑法第 6 条との関係については、公訴時効の変更が第 6 条の「刑の変更に当たるか」が問題となる。法案では、結論として消極に解しているが、部会では、「第 6 条若しくはその趣旨に従い、（略）新法を適用するのは相当でない³⁷」との意見も述べられている。

エ また、「犯罪後の法律により刑の変更があった場合における公訴時効の期間は、法律の規定により当該犯罪事実に応用すべき罰条の法定刑によって定まるものと解するのが相当である」とした最決昭和 42 年 5 月 19 日刑集 21 巻 4 号 494 頁との関係も問題となるが、部会においては、事務当局から「この決定は、公訴時効の期間を規定する手続法の内容をなす実体法が改正された場合に関するものでございまして、（略）刑が加重されずに公訴時効期間のみが延長等された場合についての判断を何ら示唆するものではないと考えております³⁸」との説明がなされている。

オ さらに、平成 16 年改正における公訴時効の延長において、現に時効が進行中の事件に対しては新法の適用を認めなかった点について、部会では、事務当局より「公訴時効の制度趣旨について、実体法説の考え方も有力に主張されていることに加え、選

36 部会第 3 回（平 21.12.9）議事録 26 頁以下など。なお、この点に関しては、憲法第 39 条は手続規定まで対象としていないとする説（佐藤功『憲法（新版）上（ポケット注釈全書）』（有斐閣 昭 58.4）607 頁以下）、対象としているとする説（芦部信喜編『憲法学』（有斐閣 平 10.3）231 頁）、一定の場合には手続規定にも及ぶとする説（宮沢俊義（芦部信喜補訂）『全訂憲法』（日本評論社 平 5.9）326 頁）等に分かれている（野中俊彦ほか『憲法（第 4 版）』（有斐閣 平 18.3）429 頁）。また、「上告理由の一部を制限したに過ぎない訴訟手続に関する（略）規定を適用して、その制定前の行為を審判することは、（略）憲法第 39 条にいわゆる『何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない』との法則の趣旨を類推すべき場合と認むべきではない」とした最判昭 25.4.26 刑集 4 巻 4 号 700 頁の判示からは、最高裁は、手続法の規定に憲法第 39 条が類推適用される場合があることを認めているとも解釈しうるとの指摘もある（川出・前掲注 3 19 頁注（14））。

37 部会第 8 回（平 22.2.8）議事録 15 頁。なお、公訴時効の変更が刑法第 6 条の「刑の変更に当たるか」という点に関しては、消極に解するものとして、団藤重光『刑法綱要（第 3 版）』（創文社 平 2.6）77 頁、前田雅英『刑法総論（第 4 版）』（東大出版会 平 18.3）66 頁、西田典之『刑法』（弘文堂 平 18.3）49 頁など（但し、西田・同 50 頁は、憲法第 31 条の適正手続の保障に反するとする）、積極的に解するものとして、平野龍一『刑法総論』（有斐閣 昭 47.7）69 頁以下などがある。また、刑の変更には当たらないが、被告人の利益を考慮して軽いものによるべきとするものとして、大塚仁『刑法概説総論（第 3 版増補版）』（有斐閣 平成 17.3）70 頁がある。

38 部会第 3 回（平 21.12.9）議事録 25 頁

及適用を認めることが被告人に不利益であることを考慮したものであり、遡及適用を認めることが憲法第 39 条に反するという考え方によるものだとは考えておりません³⁹」と説明されている。これに対し、「(平成 16 年改正の)趣旨は今回も堅持されるべきであり、法的安定性という観点からも新法を適用するのは相当でない⁴⁰」との意見も述べられている。いずれにしても、法案は、平成 16 年改正と異なる立場を採用したわけであるから、その整合性等について、十分説明する必要があるだろう。

カ なお、公訴時効の見直し策を既に時効が完成した事件にも及ぼすことができるかについては、憲法第 39 条の趣旨から許されないとされている⁴¹。ただ、「この場合と時効が進行中の場合とが、いかなる意味で区別できるかにつき、改めて考える必要がある⁴²」との指摘もある。

(7) 刑の時効

前述のとおり、法案では、公訴時効を廃止、延長することとのバランスを取るため、刑の時効についても廃止、延長を行った。

ただ、法案では、公訴時効の場合とは異なり、改正規定の施行前に言渡しが確定した刑の時効については、なお従前の例によるとした。我が国の場合、判決確定後、刑の時効完成により刑の執行ができないという事態はかなり少ないと思われる(平成 20 年の懲役刑の執行不能件数 45 件のうち、3 件が刑の時効完成によるものとされている⁴³)ため、公訴時効と平仄を合わせる必要があるとまではいえないが、「理論的には、平仄を合わせるべきではないか⁴⁴」と思われる。

4. 今後の課題

今回、130 年近くも続いた公訴時効制度が、一部とはいえ、廃止という刑事司法政策上の大転換ともいえる方向へと舵が切られたことは、何よりも犯罪被害者及びその遺族の声、そして、それを後押しした世論の力が大きい。同時に、これまで当然のことと考えられてきた、証拠の散逸、事実状態の尊重、処罰感情の希薄化といった同制度の趣旨を改めて再検討する機会となったことも確かであると考えられる⁴⁵。

しかしながら、公訴時効が廃止、延長された結果、捜査機関への負担が増大し、検挙率が低下したり、あるいは、被告人の防御権に多大な困難をもたらすような事態が生じることがあってはならないことは言うまでもない。その意味で、初動捜査の充実など捜査体制

39 部会第 5 回(平 22.1.20)議事録 36 ~ 37 頁

40 部会第 8 回(平 22.2.8)議事録 15 頁

41 法務省「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～制度見直しの方向性～」(平 21.7.15) 12 頁

42 川出・前掲注 3 20 頁

43 部会第 3 回(平 21.12.9)資料 15「過去 10 年間における懲役・禁錮刑の執行不能決定数等の推移」

44 部会第 6 回(平 22.1.28)議事録 33 頁

45 川出・前掲注 3 21 頁は、この点に関し、「これまで厳密な議論をしてこなかったつけが回ってきているという感は否めない」としている。

の整備や捜査の適正の一層の徹底は不可欠であろう。

同時に、重要なことは、持続的で着実な犯罪被害者対策である。凶悪・重大な事件であっても、一定時間を経過すると、犯罪被害者及びその遺族以外の者にとって、その記憶が風化していくことは否定し難い。今回、公訴時効の見直しに対して犯罪被害者団体が声を挙げたことは、これまでの犯罪被害者対策が必ずしも十分ではなかったことに対する一種の抗議と見ることもできよう。犯罪被害者の真の救済のためには、一過性のものでない継続的な施策こそが求められる。そのためには、平成 22 年度末までとされている現在の犯罪被害者等基本計画の十分な検証と検討、そして、23 年度から始まる第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）の充実とその着実な実施こそが重要ではないかと思われる⁴⁶。

46 犯罪被害者等基本計画の内容及び第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定等に関しては、内閣府のホームページ < <http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html> > を参照されたい。